

平成19年度地域再生に資する施策の事後評価に係る  
アンケート調査結果報告  
＜地域再生計画の認定を受けている地方公共団体（A票）＞

1. アンケート調査の概要

(1) 実施時期

平成20年1月7日（月）～1月25日（金）

(2) 調査対象及び実施方法

地域再生計画ごとに担当の地方公共団体に対して、郵送及びE-mailにて、アンケート調査票の送付・回収を行った。

(3) 回収状況

発 送 数	9 5 3
回 収 数	8 9 1
回 収 率	9 3 . 5 %

## 2. アンケート調査の結果

### (1) 地域再生計画認定制度について

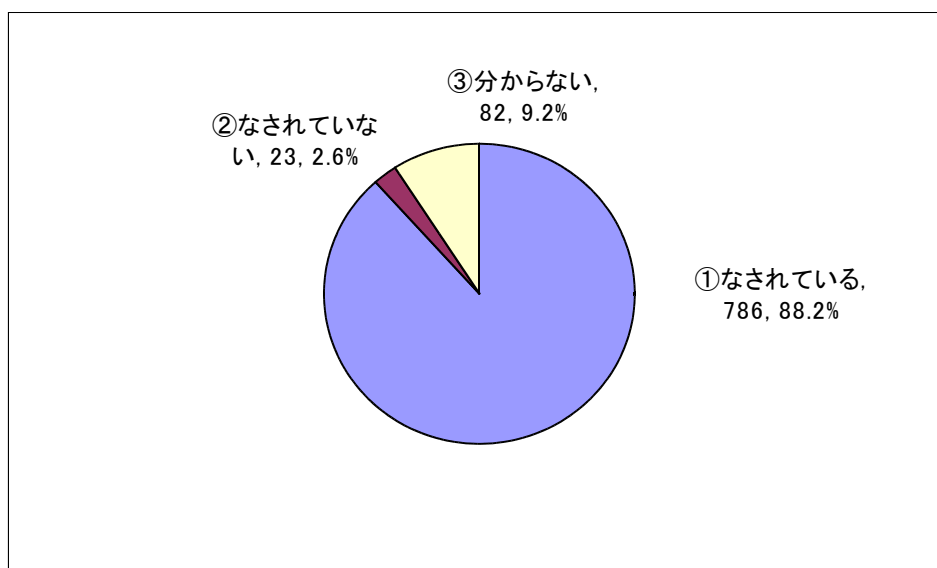
[1. (1)] 認定申請（変更申請を含む）に必要な情報（受付時期、受付期間、申請方法など）について、内閣府地域再生事業推進室から十分な情報提供（メール相談、相談窓口を含む）がなされているとお考えですか。

①なされている      ②なされていない      ③分からない

認定申請に必要な情報（受付時期、受付期間、申請方法など）の提供が、内閣府地域再生事業推進室から、「なされている」が88.2%（786回答）、「なされていない」は2.6%（23回答）で、「分からない」は9.2%（82回答）となっている。

図表1 認定申請に必要な情報の提供状況

(n=891)



[1. (2)] [1. (1)]で①又は③とご回答された場合、認定申請にあたって、より充実させた方がよいと思われる具体的な情報をご記入ください。

現状で十分であるとの回答が出されている一方で、さらなる改善が必要であるとして、次のような意見が寄せられている。

- ①分かりやすいホームページへの改善
- ②相談窓口の充実
- ③研修会・説明会等の充実
- ④様々な情報の区分の明確化
- ⑤年度当初の年間スケジュールの公表
- ⑥変更申請手続の詳細な情報の提供
- ⑦他地域の好事例等の情報の充実
- ⑧行政以外の民間企業等への情報提供の充実

[1. (3)] [1. (1)]で②とご回答された場合、十分な情報提供がなされていないと考えられる具体的な情報をご記入ください。

「なされていない」と考えられる情報として、次のような意見が寄せられている。

- ①府県からの情報提供が錯綜し、伝達が不十分の時がある。
- ②ホームページの更新情報の配信
- ③認定後のフォロー情報の不足
- ④説明会・研修会等の充実

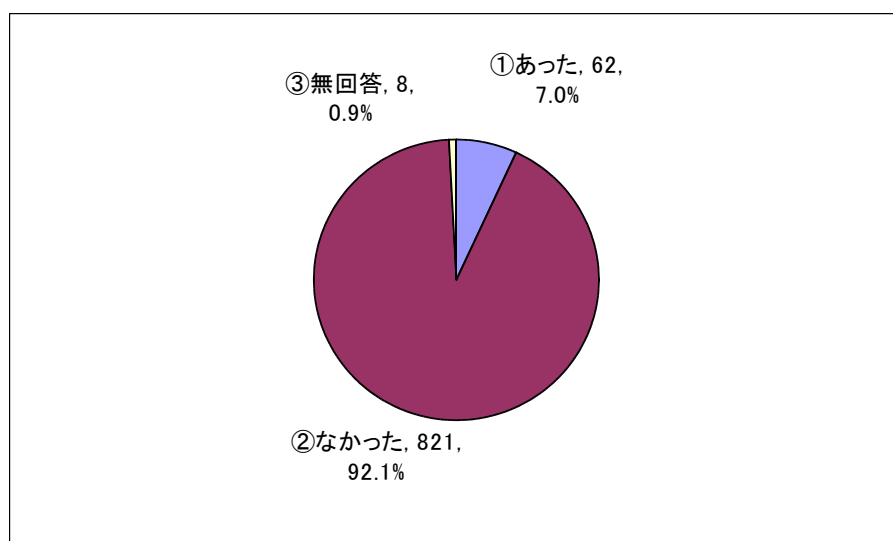
[1. (4)] 認定申請または変更申請の事務手続きについて不都合な点がありましたか。

- ①あった
- ②なかった

認定申請の事務手続きについて、不都合な点が「あった」は 7.0 % (62 回答)で、「なかった」は 92.1 % (821 回答)となっている。

図表 2 事務手続き上の不都合な点

(n=891)



[1. (5)] [1. (4)]で①とご回答された場合、具体的にどの点が不都合だったかご記入ください。

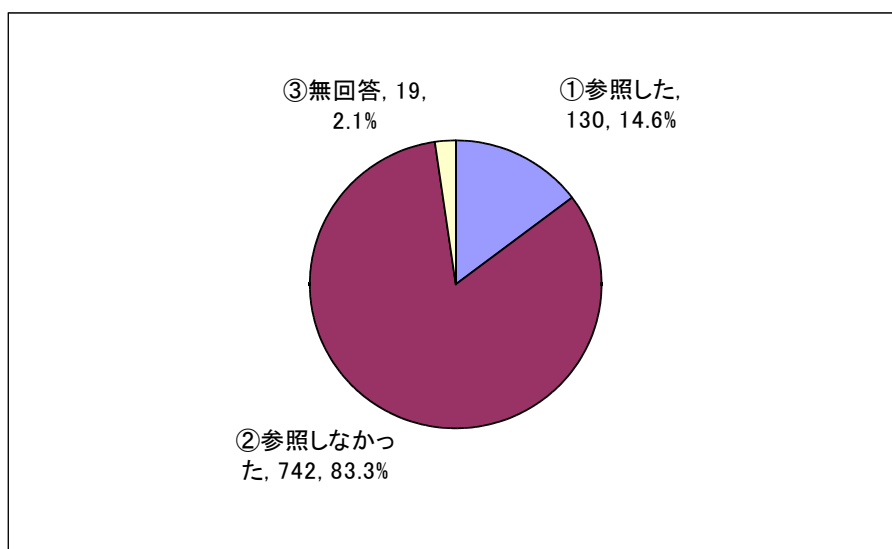
事務手続き上の不都合な点として、次のような意見が寄せられている。

- ①事務手続きの煩雑さや複数機関との調整の多重性を感じている。
- ②申請書類等の作成要領の充実
- ③制度がわかりづらい

[1. (6)] 施策メニューの体系化についてお伺いします。  
 平成19年度より、地域再生を支援する施策を、①地域の雇用再生プログラム、②地域のつながり再生プログラム、③地域の再チャレンジ推進プログラム、④地域の交流・連携推進プログラム、⑤地域の産業活性化プログラム、⑥地域の知の拠点再生プログラムに体系化しましたが、地域再生計画の作成または変更の際して、体系化された施策メニューを参照しましたか。  
 ①参照した      ②参照していない

施策メニューの体系化について、「参照した」は 14.6 % (130 回答)で、「参照しなかった」は 83.3 % (742 回答)となっている。

図表3 施策メニューの体系化 (n=891)

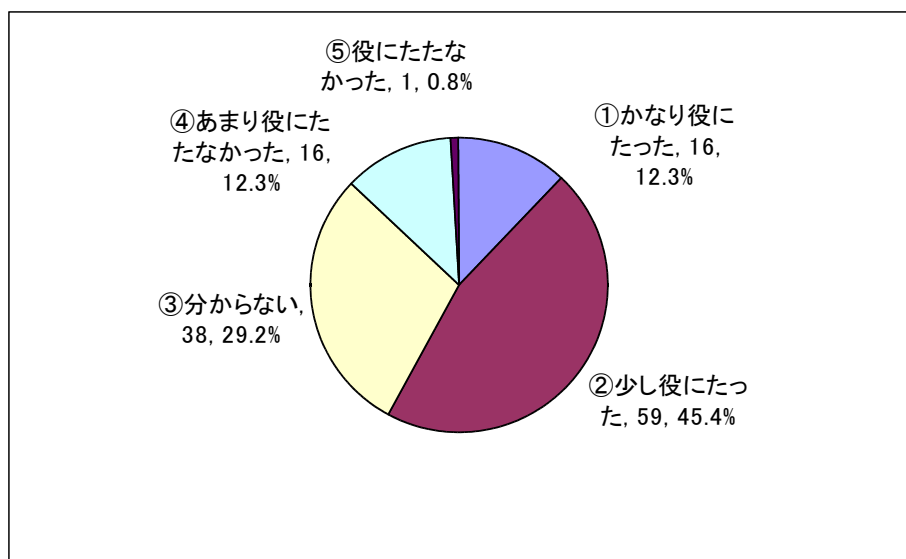


[1. (7)] [1. (6)]で①とご回答された場合、施策メニューの体系化は計画の作成、変更にどの程度役立ちましたか。  
 ①かなり役にたった      ②少し役に立った      ③分からない  
 ④あまり役に立たなかった      ⑤役に立たなかった

施策メニューの体系化の有用度について、「かなり役にたった」「少し役に立った」があわせて 57.7 % (75 回答)、「あまり役に立たなかった」「役に立たなかった」があわせて 13.1 % (17 回答)で、「分からない」は 29.2 % (38 回答)となっている。

図表 4 施策メニューの体系化の有用度

(n=130)



[1. (8)] [1. (7)]で①又は②とご回答された場合、どのような点で役に立ちましたか。

施策メニューの体系化が役立っている点としては、次のような意見が寄せられている。

- ①「体系的に整理され、わかりやすくなった」「選択が容易になった」など、体系化のねらいに沿った内容が多くあった。
- ②組織内での合意形成や大学の計画との整合性など多方面で利用している。

[1. (9)] [1. (7)]で④又は⑤とご回答された場合、役に立たない理由はどのような点にあるとお考えですか。

施策メニューの体系化が役立っていない点としては、次のような意見が寄せられている。

- ①複数のプログラムに施策がまたがっているものもあり、わかりづらい印象であった。最終的には認定マニュアルのような一覧で見れるものがわかりやすかった。
- ②実際は、施策メニューからではなく計画の内容から施策を探すことが多い。

[1. (10)] 体系化の分類方法やメニューの並べ方など施策メニューの体系化についてご意見、改善すべき点をご記入ください。

施策メニューの体系化については、体系化による利点を踏まえて、次の3つの柱により意見が寄せられている。

①改善に関する意見

- ・認定申請意向調査に添付されてくる一覧表では、どのプログラムがどの施策に対応しているかわかりにくい。
- ・施策メニューについて、もう少し具体的なメニュー内容が記載されていると参考になる。
- ・支援措置を調べたい時に地方公共団体が一般的に分類している「産業」「福祉」「観光」などの施策体系からの検索が出来れば有効である。
- ・人的な支援、金銭的な支援など、支援目的だけでなく、具体的な支援方法から施策メニューの体系化がなされていると良いと思う。

②体系化に関する意見

- ・支援措置の種類が拡充されているが、名称の羅列が先行し、内容に関してまとまったものが見当たらない。
- ・施策が多岐にわたるため、体系化は必要であるが、内容を熟読しないと容易に理解できない複雑なメニュー体系になっていると感じる。

③情報提供に関する意見

- ・施策メニューの検索を容易にするため、地方公共団体に施策メニュー一覧の電子データでの提供を希望する。
- ・多くの施策が体系化され、別表によく整理されているが、この情報を一層活用するため、目的別、内容別等で簡単に検索できるようなデータベース化が有効だと思う。

[1. (11)] 地域再生計画の認定制度についてご意見があればご記入ください。

地域再生計画の認定制度については、次のような意見が寄せられている。

①認定制度に関する意見

- ・手続きが早く、結果も早く出るので、とても良いと思う。加えて老朽施設等の目的外使用が認められ、行政サービスの向上が図れた。
- ・補助対象施設の転用は、財政負担の軽減が図られ、計画認定に要する期間が短期間であるため、地域の需要に迅速に対応できる利用しやすい制度である。
- ・地域の特性にあわせた目標に対して支援され、効率的に事業進捗を図ることができ、地域の活性化を図るために有意義な制度である。
- ・地方の主体性を確立でき、やる気のある地方を後押ししてくれる制度なので非常に良いと感じている。
- ・地方の裁量域が広がり、各制度の弾力的な運用が図られる意味で、特区や地域再生計画の認定制度が意義深いものと考えている。

②改善・要望に関する意見

- ・地域再生を支援する施策を体系化されたが、その施策の多くが地域再生計画に特化した支援措置ではないため、地域再生計画を策定する必要性があまり感じられない。地域再生計画に特化した魅力ある支援措置を盛り込んでいただきたい。
- ・計画で事業間の連携をとっても、実際は各事業が独立した動きになっているので、あまり再生計画の良いところが生かされていないように感じられる。再生計画の側で連携を高められる方法があれば取り入れていただきたい。

- ・変更認定が必要となった場合に認定申請の時期が限定されているため、執行に不都合が生じる場合があることから、受付時期を随時若しくは少し増やしていただきたい。
- ・事業期間について3～5年間と定めているが、事業との調整を図るうえで、必要に応じて期間の延長を考慮していただきたい。
- ・地域再生を効果的に行うには、より地域の声を踏まえた多岐の分野にわたるバラエティ豊かな支援措置のメニュー化が必要である。

## (2) 地域再生協議会について

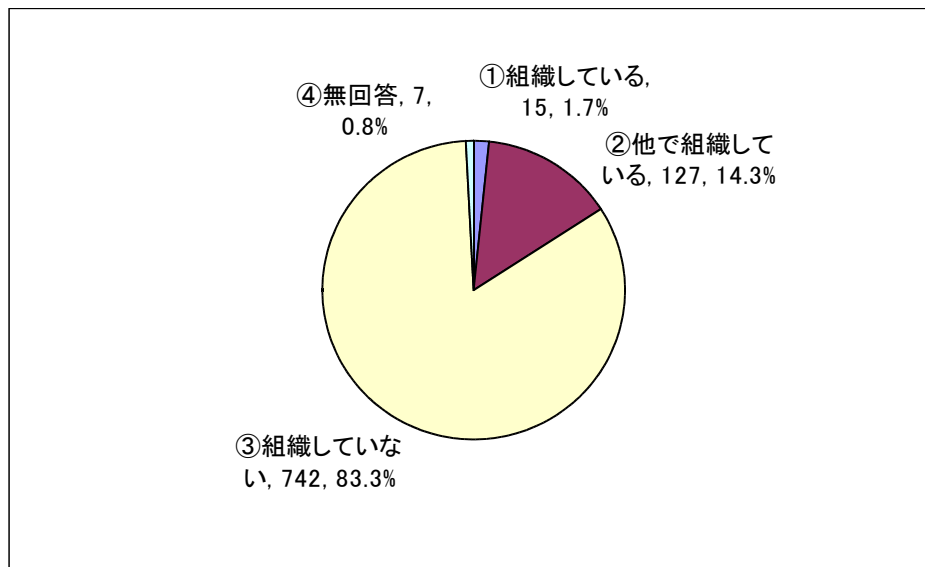
[2. (1)] 当該地域再生計画の遂行にあたって「地域再生法第12条に基づく地域再生協議会」又は「その他の協議会等（例 ○○調査委員会、○○協会、○○ネットワーク、○○プロジェクト、○○推進協議会など）」を組織していますか。

- ①「地域再生法第12条に基づく地域再生協議会」を組織している
- ②「その他の協議会等」を組織している
- ③組織していない

「地域再生法第12条に基づく地域再生協議会を組織している」が1.7%(15回答)で、「その他の協議会等を組織している」が14.3%(127回答)となっている。

図表5 地域再生協議会の組織状況

(n=891)

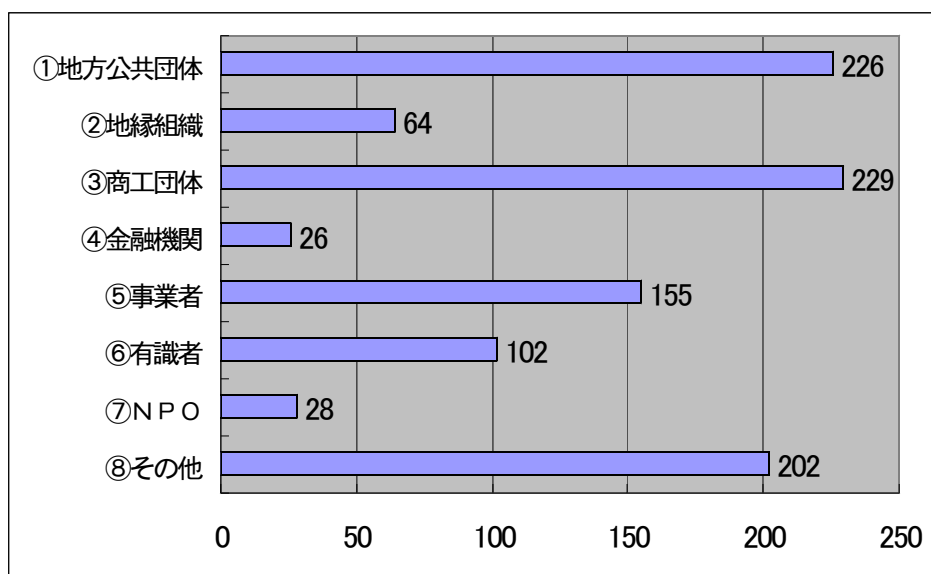


[2. (2)] 「地域再生協議会」または、「その他の協議会等」のメンバーについて、以下の区分ごとに名称をご記入ください。

① 地方公共団体	
② 地縁組織	
③ 商工団体	
④ 金融機関	
⑤ 事業者	
⑥ 有識者	(所属名も ex.〇〇大学等)
⑦ NPO	
⑧ その他	

地域再生協議会等に参加しているメンバーは、商工団体が一番多く、続いて地方公共団体、その他（国の機関や地域の各種協議会等）の順となっている。

図表 6 地域再生協議会等メンバー状況



[2. (3)] 地域再生計画の作成にあたって「地域再生協議会等」での協議は行われましたか。

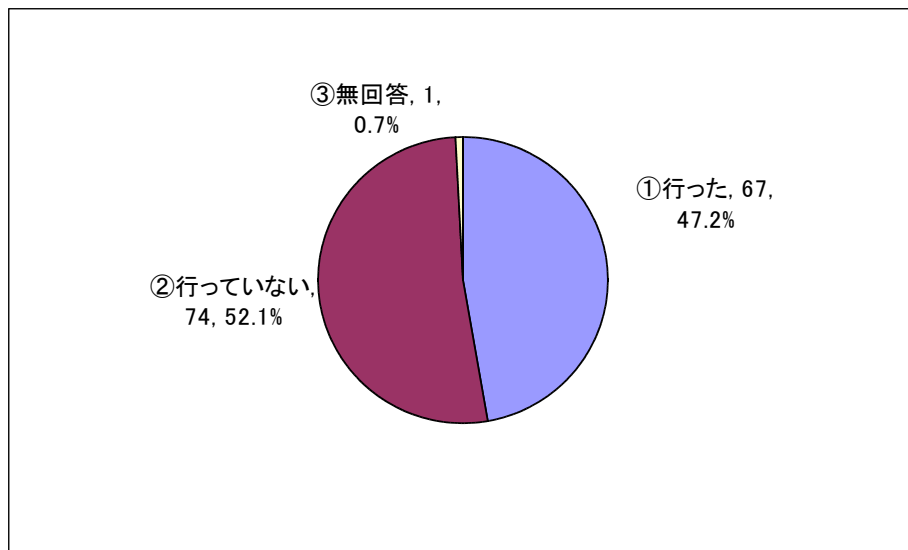
- ① 行われた      ② 行われていない

地域再生協議会等での協議については、地域再生計画の作成に当たって協議が「行われた」が47.2% (67回答)で、地域再生計画の作成に当たっては、約半数が地域再生協議会等の組織を活用している。



図表7 地域再生協議会等での協議状況

(n=142)



[2. (4)] 協議が行われた場合、協議会で地方公共団体以外の構成者から出た意見で地域再生計画に反映されたとお考えの内容をご記入ください。

地域再生計画に反映された地方公共団体以外の構成者からの意見として、次のような内容が寄せられている。

- ①行政だけではわからない各地域の状況や特有の事情
- ②地域がどのような問題を抱えているかのより明確な情報

これにより、各地域に適した地域再生計画となるように事業計画、あるいは事業見直しを行うことが出来た。

[2. (5)] 「地域再生協議会等」は、現在どの程度開催されていますか。

- ①計画策定時のみ                      ②定期的に開催      回/年
- ③必要に応じて開催      回/年程度

地域再生協議会等の開催状況について、次のような回答が出されている。

- ①「計画策定時のみ」      10団体                      (複数回答)
- ②「定期的に開催」      60団体
- ③「必要に応じて開催」      70団体

[2. (6)] 定期的、または必要に応じて開催されている場合、協議の主な内容をご記入ください。

地域再生協議会等での協議の主な内容について、次のような回答が出されている。

- ①事業計画及び予算
- ②事業の進捗状況、事業展開状況
- ③事業報告、収支決算、監査報告、規約改正等

[2. (7)] 「地域再生協議会等」が当該地域再生計画の遂行にあたってどの程度役割を果たしているとお考えですか。

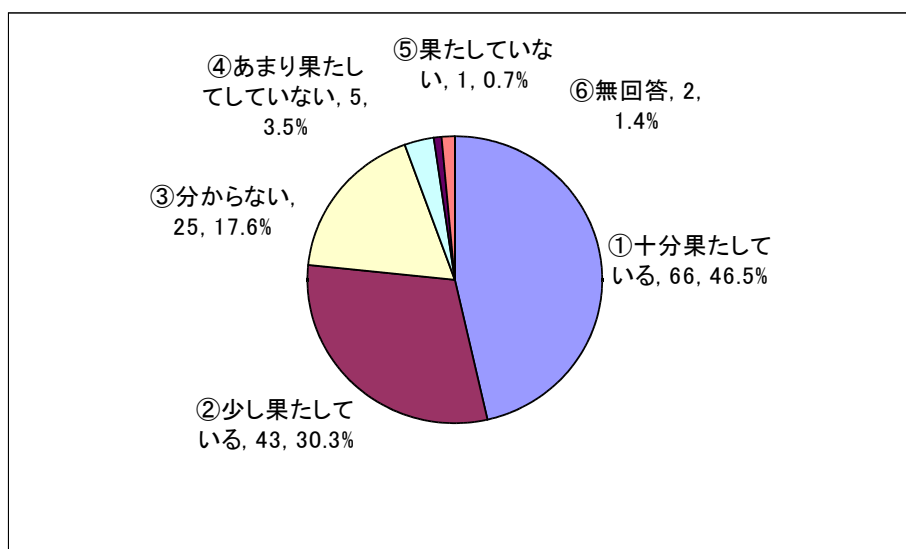
- ①十分果たしている    ②少し果たしている    ③分からない  
④あまり果たしていない    ⑤果たしていない

「12条に基づく協議会」、「その他の協議会等」を組織していると回答した地方公共団体のうち、地方再生計画の推進に当たって、地域再生協議会等が役割を「十分果たしている」「少し果たしている」があわせて76.8%(109回答)で、「あまり果たしていない」「果たしていない」はあわせて4.2%(6回答)となっている。

地域再生協議会等が組織されているところでは、計画推進に当たり地域再生協議会等の組織が果たしている役割への評価は高くなっている。

図表8 地域再生協議会等の有用度

(n=142)



[2. (8)] [2. (7)]で①又は②とご回答された場合、具体的にどのような点で役割を果たしているとお考えですか。

地域再生協議会等が役割を果たしている点として、地域や専門家からの意見の取り入れや関係者間の調整など計画遂行に当たっての利点のほか、住民意識の高揚やまちづくりへの展開など、次のような幅広い意見が寄せられている。

①専門家等からの助言

- ・専門的な見地からの指導が得られ、事業に関する客観的な見解をいただくことが出来る。
- ・市と経済団体、大学が構成員となっていることから、地域経済の活性化や雇用機会の創出のための具体的な取り組みについて、貴重な意見が取り入れられる。

②住民意識の向上、まちづくり活動の活性化等

- ・住民参加による積極的なまちづくり活動が展開され、自分たちが住むこのまちを自分たちの手で良い姿にしていこうという意識の高揚が図られた。
- ・地域再生に関わる各種団体の活動内容がお互いに理解できたこと。

[2. (9)] [2. (7)]で④又は⑤とご回答された場合、役割を果たしていない理由は何のような点にあるとお考えですか。

地域再生協議会等が役割を果たしていない点として、次のような意見が寄せられている。

- ①計画策定段階で十分な論議ができていない。
- ②事業によっては、ほとんど必要を感じられない。

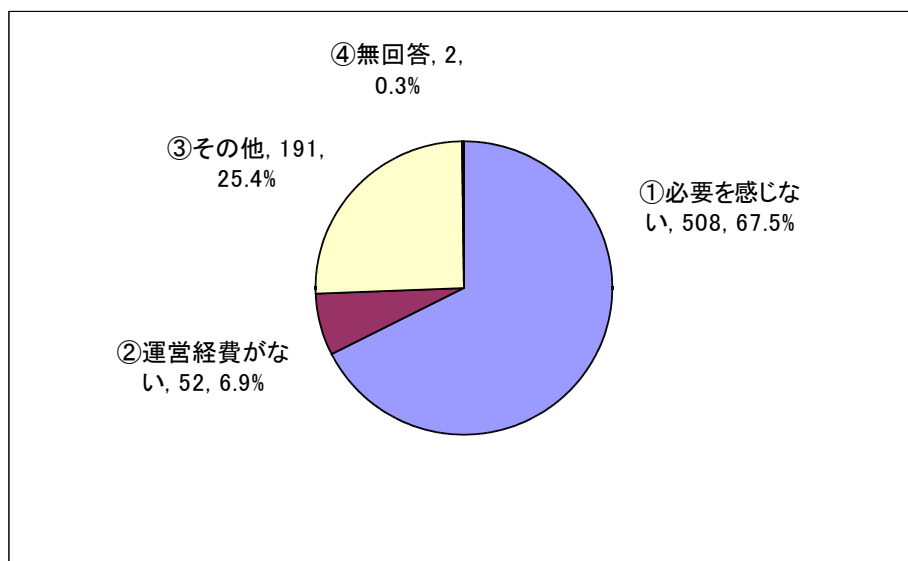
[2. (10)] 組織されていない理由は何のような点にあるとお考えですか。

- ①組織する必要性を感じない
- ②組織を運営するための経費がない
- ③その他（具体的に）

組織されていない理由について、「組織する必要性を感じない」が 67.5 % (508 回答)で、「組織を運営するための経費がない」が 6.9 % (52 回答)となっている。組織していない具体的な理由としては、次のような意見が寄せられている。

- ①他の機関（代替組織）で協議を行っている。
- ②何らかの形で住民や住民組織の意見を取り入れている。
- ③組織の必要性は感じているが、経費、体制面等で組織化に手が回らない。

図表 9 地域再生協議会等が組織されていない理由（複数回答 n=753）



[2. (11)] 今後組織化する計画、又は意向をお持ちですか。

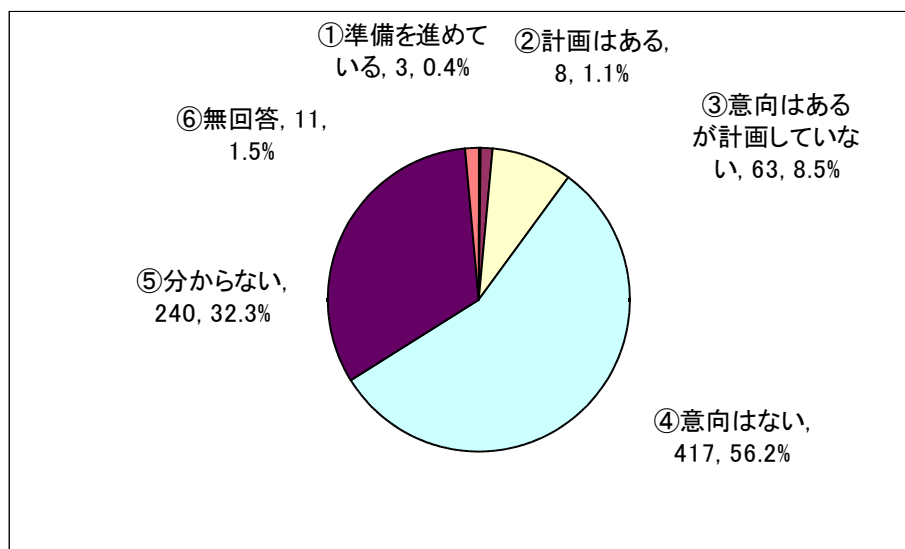
- ①組織化の準備を進めている ②組織化する計画はあるが進んでいない  
③組織化する意向はあるが計画には至っていない  
④組織化する意向はない ⑤分からない

今後の組織化について、「組織化する意向はない」が56.2%(417回答)で、半数以上となっており、「分からない」は32.3%(240回答)であった。

その理由の一つとして、地域再生計画の中での協議会の位置づけ、役割、メリット等が明確でないという意見が寄せられている。

図表 10 今後の組織化計画

(n=742)



[2. (12)] 組織されている、いないにかかわらずお聞きします。地域再生協議会のあり方についてご意見や改善の提案があればご記入ください。

地域再生協議会のあり方について、次のような意見が寄せられている。

①協議会に関する意見

- ・地域再生計画の推進に当たり、地方公共団体と事業者が協働して、更に有識者等も含めて、様々な角度から評価し、意見交換をしながら、計画の充実度などが高められる有意義なものと考えている。
- ・地域事業主や地域団体など幅広く協力することで、地域再生の本来の意味をなすものと考えており、協議会の設置は必要だと思う。
- ・計画の内容によっては、協議会を組織し、広く意見を求めていくことが円滑な事業の推進に資すると考えられることから、協議会が果たす役割は大きいものと思っている。
- ・協議会を組織する如何に関わらず、地域再生計画を進めるにあたって関係する諸団体との協議、連携は重要である。
- ・地域活性化の手法は多種多様であり、組織の形態も同様であることから、地域再生協議会という形にこだわることなく、よりよい手法、斬新な手法を生

み出していくための組織があってよいと思う。

- ・計画が主体的・客観的にみて、その目標等を達成し、順調な運営を行っているようであれば、協議会設置が不要な場合があると考えている。
  - ・地方公共団体には議会のほかに、地域ごとに組織している「地域自治協議会」や各種の住民組織が活動している場合は、新たに地域再生協議会を組織するよりこれらの組織の活用が实际的・効率的であると思う。
  - ・地域再生を目指してトータル的に施策を実施中である場合には、再生計画部分に関わる協議会の必要性を感じていない。
  - ・地域再生協議会の必要性の有無については、各計画の作成主体等の関係者の判断でよいと考えている。
- ②要望・改善に関する意見
- ・地域再生協議会を組織するメリットをもう少し明確に示していただきたい。
  - ・協議会のあり方について、どのように組織すればよいのか分からない部分がある。具体例を提示するなど、情報提供していただきたい。

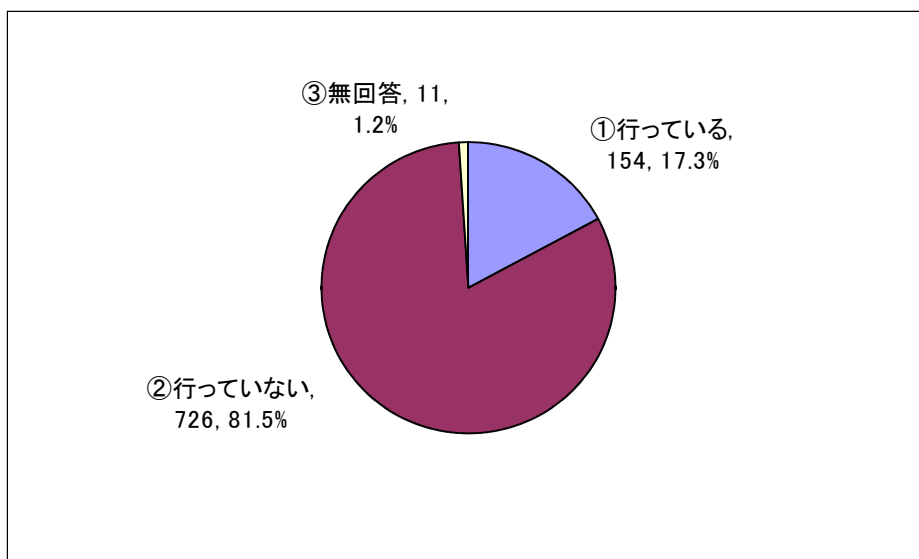
### (3) 他の地域活性化策への取り組みについて

[3. (1)] 貴団体においては、地域再生計画とほぼ同じ地域で、地域活性化の目的をもって以下の施策を行っていますか。

- ①行っている                      ②行っていない
- a. 構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域計画（現在、全国展開された特例措置は除く）の作成
  - b. 全国都市再生モデル調査等都市再生本部が行っている事業の実施
  - c. 中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画（平成19年2月以降に認定されたものに限る）の作成

他の地域活性化策への取り組み状況について、「行っている」が 17.3 % (154 回答) となっている。

図表 1 1 地域活性化策への取り組み状況 (n=891)

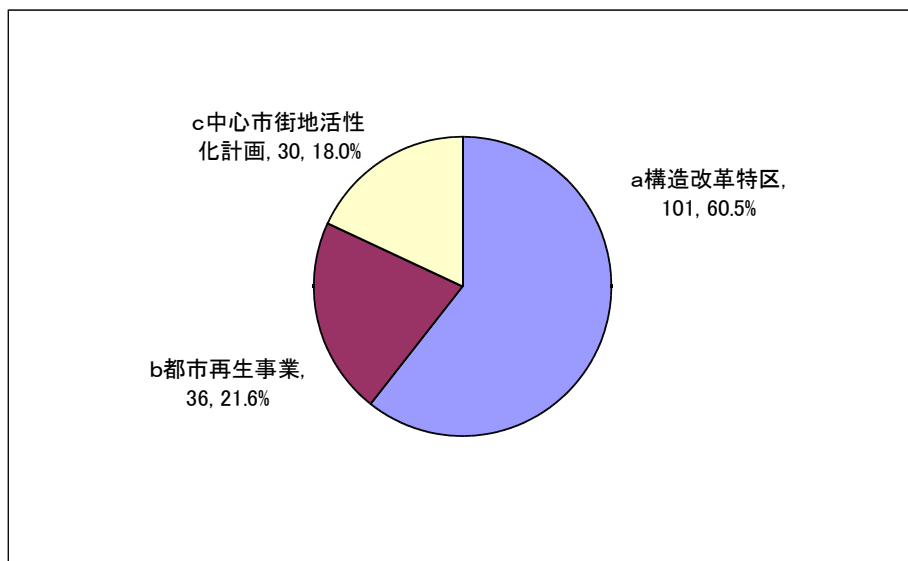


[3. (2)] [3. (1)]で①とご回答された場合、その施策の名称をお答えください。  
 また、その場合ご記入いただいた地域活性化策は地域再生計画と組み合わせて取り組むことによって、どのような効果が上がっている（又は今後上がっていく）とお考えですか。

取り組みを「行っている」施策としては、次のような回答が出されている。

- ①構造改革特区 : 60.5 % (101 回答)
- ②都市再生事業 : 21.6 % (36 回答)
- ③中心市街地活性化 : 18.0 % (30 回答)

図表 1 2 取り組み施策の状況 (複数回答 n=167)



現在までの効果としては、次のような意見が寄せられている。

- ①歴史的建造物を活用したまちづくりの活動を通じ、市民の関心の向上のほか、にぎわいの創出に向け、商店街や観光団体を巻き込んだ取り組みの環境が整備された。
- ②大学の持つ知的ノウハウなどをまちづくりに活用するとともに、市民等を巻き込んだ各種施策が推進されている。
- ③IT環境を最大限に生かし、高度情報化社会を支える地域のIT人材育成を図り、更なる雇用の創出・拡大による地域経済の活性化を図ることができた。

今後の期待としては、次のような意見が寄せられている。

- ①高齢者が自立して、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境が整うとともに、地域特性を活かした交流人口の一層の増加などによって観光などの産業振興が進み、雇用の確保・増大につながることを期待している。
- ②商店街の景観整備が推進され、観光による交流人口の増加が期待されるほか、市民や各種団体等の参画の広がりを期待している。
- ③中心市街地の活性化に伴い雇用の創出が見込まれる。

(4) 地域再生計画の認定制度の支援措置について

[4. (1)] 活用している支援措置の名称と番号をご記入ください。

活用している支援措置は、次のとおりとなっている。

図表 1 3 支援措置活用状況

支援措置	支援措置名称	回答数	割合
A0801	補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化	29	3.2%
A0903	社会福祉施設の転用の弾力的な承認	2	0.2%
A0904	保健衛生施設等の有効活用	2	0.2%
A1001	農林水産関係補助対象施設の有効活用	7	0.8%
A2001	地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例	3	0.3%
A3001	道整備交付金	214	23.8%
A3002	汚水処理施設整備交付金	296	32.9%
A3003	港整備交付金	51	5.7%
A3004	補助対象施設の有効活用	3	0.3%
B0501	外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業	2	0.2%
B0502	外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業	8	0.9%
B0801	科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム	18	2.0%
B0802	現代的教育ニーズ取組支援プログラム	10	1.1%
B0804	国立大学法人における地域振興、地域貢献関連事業	1	0.1%
B0901	「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進	3	0.3%
B0902	地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）	33	3.7%
B0904	地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業のうち地域若者サポートステーション事業に係る支援	1	0.1%
B1001	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業	5	0.6%
B1003	地域バイオマス利活用交付金	2	0.2%
B1009	里山エリア再生交付金	1	0.1%
B1010	上下流連携いきいき流域プロジェクト事業	1	0.1%
B1012	山村力誘発モデル事業	1	0.1%
B1101	地域新生コンソーシアム研究開発事業	5	0.6%
B1102	地域新規産業創造技術開発費補助事業	4	0.4%
B1201	地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成	3	0.3%
B1204	ビジット・ジャパン・キャンペーン（地方連携事業）	1	0.1%
B3001	地域再生に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施	2	0.2%
C0401	公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除	11	1.2%
C0402	公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	4	0.4%
C0404	地域通貨モデルシステムの導入支援	8	0.9%
C0701	日本政策投資銀行の低利融資等	27	3.0%
C0801	文化芸術による創造のまち支援事業	8	0.9%
C0901	地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）	68	7.6%
C2001	市民活動団体等支援総合事業（地域再生に資するNPO等の活動支援）	44	4.9%
C3001	国民生活金融公庫の「新創業融資制度」の要件緩和	5	0.6%
C3003	地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成	11	1.2%
C3004	公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の拡大	5	0.6%
計		899	100.0%

[4. (2)] [4. (1)]でご回答のあった支援措置に係る事業の目標達成率をご記入ください。

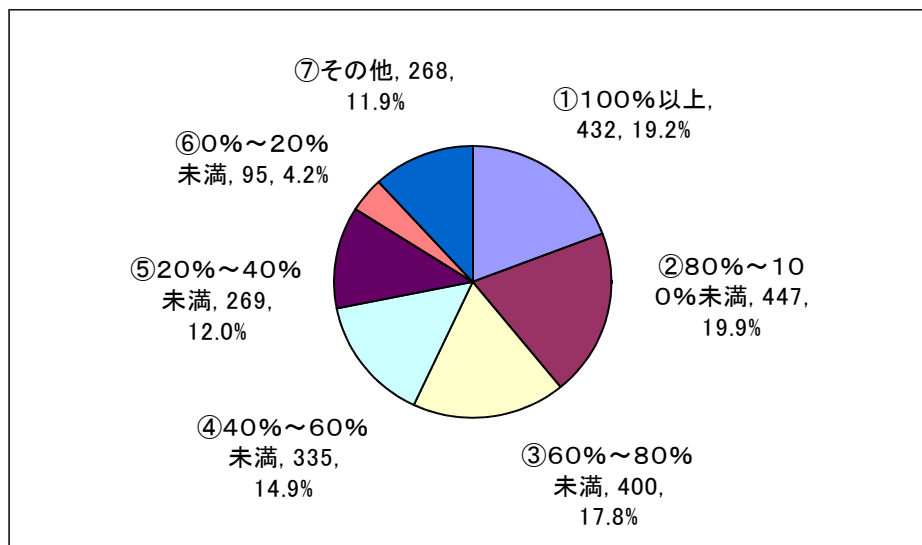
また、数値で示せない定性的な目標の場合は目標に照らして進捗があれば、その内容をご記入ください。

目標	達成率（〇％、または定性的な成果）
1)	
2)	
3)	
4)	
5)	

支援措置に係る各事業の目標達成率について、「100％以上」「80％～100％未満」があわせて39.1％で、「60％～80％未満」が17.8％、「40％～60％未満」が14.9％となっている。

図表 1 4 事業の目標達成率状況

(n=2246)



[4. (3)] [4. (2)]でご回答のあった目標の達成率の向上にあたって、地域再生制度による支援措置が現時点で役立っているとお考えですか。目標ごとに5段階の選択肢から選んで回答欄(左欄)に記入し、役立っているとご回答された場合は具体的に役立っている点を、役立っていないとご回答された場合はそう考えられる理由を回答欄(右欄)にご記入ください。

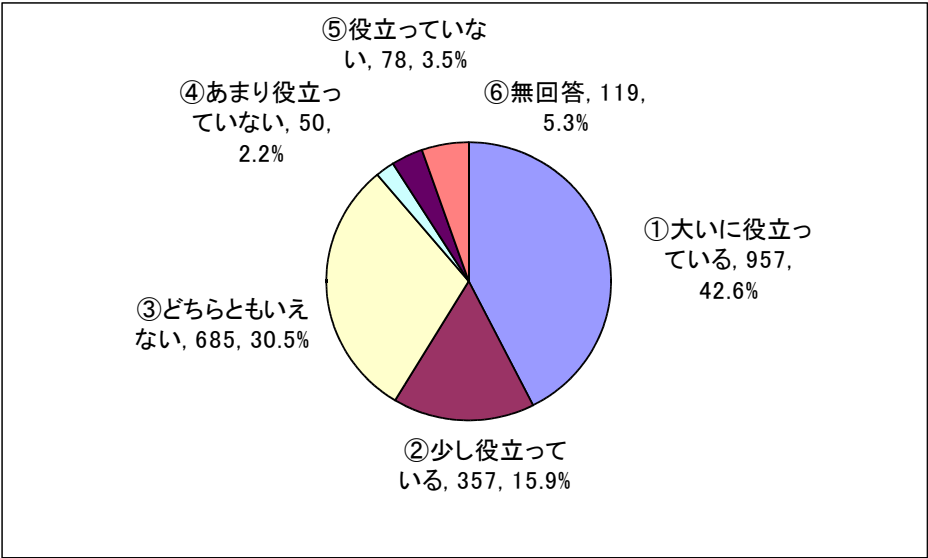
目標	支援措置の現時点での評価	評価が①～②の場合、役立っている点 評価が④～⑤の場合、役立っていないと考えられる理由
1)		
2)		
3)		



4)		
5)		
【左欄に記入する選択肢】		
①大いに役立っている	②少し役立っている	③どちらともいえない
④あまり役立っていない	⑤役立っていない	

支援措置の有用度としては、「大いに役立っている」「少し役立っている」をあわせて 58.5 % (1,314 回答) で、「あまり役立っていない」「役立っていない」をあわせて 5.7 % (128 回答) となっており、「どちらともいえない」は 30.5 % (685 回答) であった。

図表 1 5 支援措置の有用度 (n=2246)



[4. (4)] [4. (3)]で④又は⑤と回答された場合、その改善方策についてご記入ください。

有用度の低い支援措置の改善方策として、次のような意見が寄せられている。  
 ○「C 0 7 0 1 日本施策投資銀行の低利融資等」については、制度活用が低調なことから、支援措置の P R に努め、利用実績の拡大を推進する。

[4. (5)] 今後支援措置が目標達成率の向上に役に立つと期待できますか。

[4. (3)]と同じ要領で目標ごとに選択肢から選んで左欄に記入し、今後期待できるとご回答された場合は具体的に期待する点を、期待できないとご回答された場合はそう考えられる理由を右欄にご記入ください。

目標	支援措置の今後の期待	期待度が①～②の場合、期待する点 期待度が④～⑤の場合、期待できないと考えられる理由
1)		

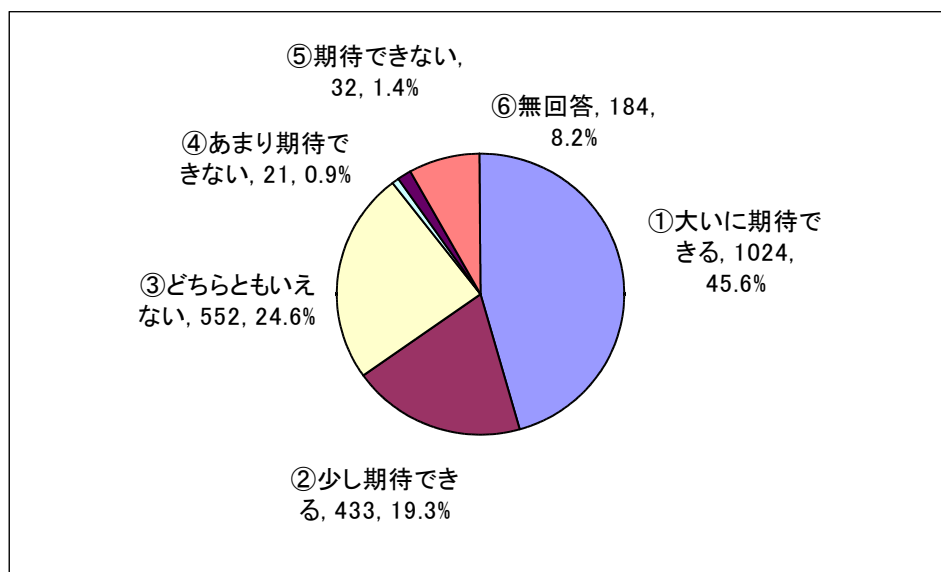
2)		
3)		
4)		
5)		

【左欄に記入する選択肢】

①大いに期待できる    ②少し期待できる    ③どちらともいえない  
 ④あまり期待できない    ⑤期待できない

支援措置の今後の期待度としては、「大いに期待できる」「少し期待できる」をあわせて 64.9 % (1,457 回答) で、「あまり期待できない」「期待できない」があわせて 2.3 % (53 回答) となっている。

図表 1 6 支援措置の今後の期待度 (n=2246)



[4. (6)] [4. (5)]で④又は⑤とご回答された場合は、その改善方策についてご記入ください。

支援措置の「あまり期待できない」「期待できない」に対する改善方策について、次のような意見が寄せられている。

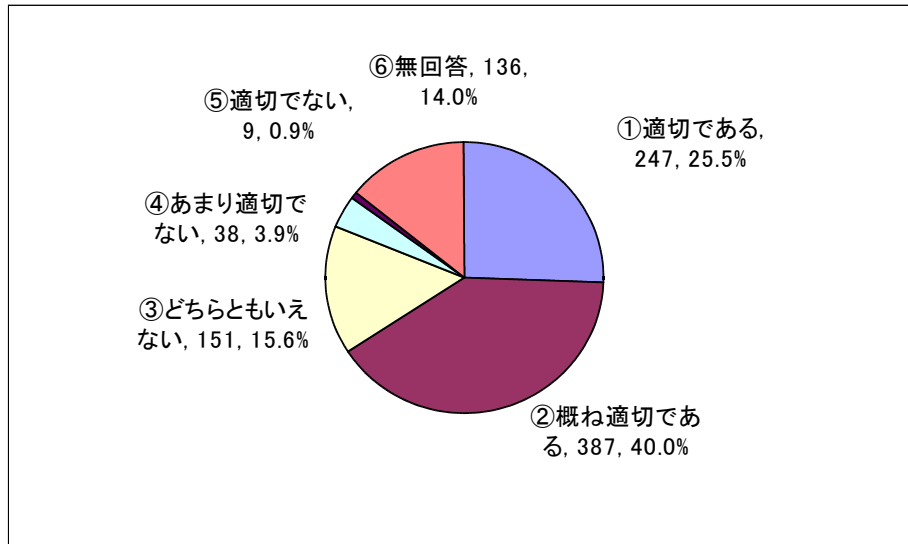
- ①「A 3 0 0 1 道整備交付金」では、交付金による整備の継続に期待。
- ②「C 2 0 0 1 市民活動団体等支援総合事業（地域再生に資するNPO等の活動支援）」では、資金等の助成措置の複数年措置。

[4. (7)] 支援措置を活用するための個々の手続きについて、どのようにお考えですか。

- ①適切である    ②概ね適切である    ③どちらともいえない  
 ④あまり適切でない    ⑤適切でない

支援措置活用のための個々の手続きについて、「適切である」「概ね適切である」があわせて 65.5 % (634 回答) で、「あまり適切でない」「適切でない」があわせて 4.8 % (47 回答) となっており、「どちらともいえない」が 15.6 % (151 回答) であった。

図表 17 支援措置を活用するための手続き状況 (n=968)



[4. (8)] [4. (7)]で①～③のいずれかにご回答された場合、さらに改善すべき点がありましたら、改善すべき点及び改善方策についてご記入ください。

支援措置活用のための個々の手続きの更なる改善点について、次のような意見が寄せられている。

- ①「A3001 道整備交付金」では、認定後の手続きにおいて内閣府と関係省庁との二重管理になっているため事務手続きの一層の省力化。
- ②「A3002 汚水処理施設整備交付金」では、分かりやすいマニュアルの作成、支援措置の拡充、交付金の交付方法の改善。
- ③「B0801 科学技術振興調整費（地域再生人材創出拠点の形成）プログラム」では、資金用途の柔軟性。
- ④「C0701 日本政策投資銀行の低利融資等」では、融資条件の緩和。
- ⑤「C0902 地域提案型雇用創造促進事業」では、事業実施に係る計画策定など各種書類作成事務の負担軽減。支援措置の詳細情報の提供。事業の運用・実施に関する専門家等のアドバイス（バックアップ）体制の確立。

[4. (9)] [4. (7)]で④又は⑤にご回答された場合、その理由及び改善方策についてご記入ください。

支援措置活用のための個々の手続きが「適切でない」との理由及び改善方策について、次のような意見が寄せられている。

- ①「補助対象施設の有効活用」では、廃校校舎等の活用にあたり、転用の更なる弾力化及び計画書の記載内容等の簡素化。
- ②「A3001道整備交付金」では、支援措置の取り扱いについて、十分な周知と事務手続き、資料等の一層の簡素化。省庁間の調整や事業の組み合わせなどの一層の簡素化。
- ③「B0902地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）」では、事業開始に備えての十分な準備期間の確保。
- ④「C2001市民活動団体等支援総合事業（地域再生に資するNPO等の活動支援）」では、もっと早い時期の契約締結。

(5) 市町村合併を行った団体に対してお伺いします。

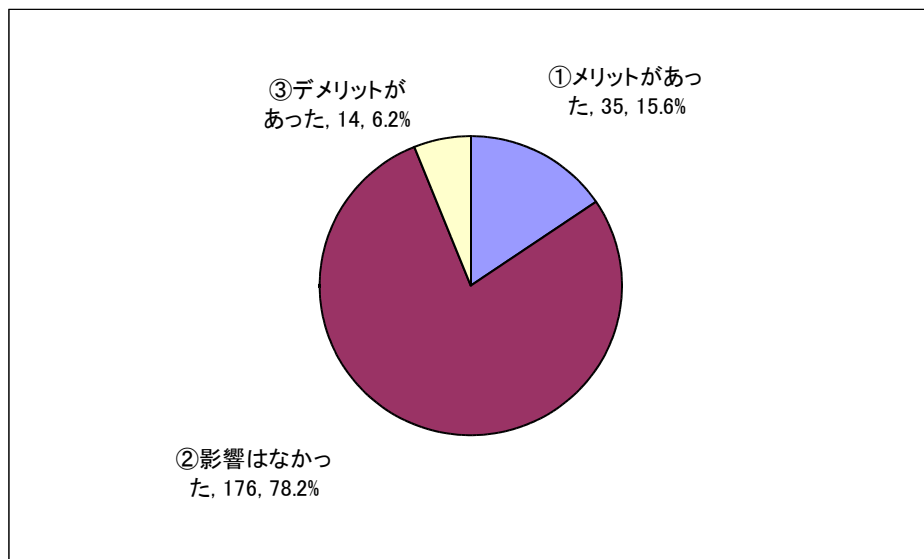
[5. (1)] 地域再生計画認定以後の市町村合併は、計画目標達成の上でどのような影響がありましたか。(複数回答可)

- ①メリットがあった      ②影響はなかった      ③デメリットがあった

市町村合併による影響については、「メリットがあった」が 15.6%(35 回答)、「デメリットがあった」が 6.2%(14 回答)で、「影響はなかった」が 78.2%(176 回答)となっている。

図表 18 市町村合併による影響

(n=225)



[5. (2)] [5. (1)]で①とご回答された場合、それは具体的にどのような点ですか。

市町村合併によるメリットとしては、次のような意見が寄せられている。

- ①計画の事業主体が一元化されたことから、それぞれの施設整備が効率的に実施することができた。
- ②対象外の区域が同じ市区町村になったことから、全箇所が計画に入り、同一事業として統一できた。

[5. (3)] [5. (1)]で③とご回答された場合、それは具体的にどのような点ですか。

市町村合併によるデメリットとしては、次のような意見が寄せられている。

- ①地域によって地域再生計画開始事業年度が異なるため、全体の調整が困難となる。
- ②異なる計画を持った市町が合併したため、大幅な計画区域の変更が必要となった。

#### (6) 地域再生制度全般やこのアンケートに関する意見

[6.] 地域再生制度全般やこのアンケートに関して、ご意見があればご自由にお書きください。

地域再生制度全般に関することとして、次のような意見が寄せられている。

- ①今日の社会情勢では、地方公共団体にとって地域再生を活用した取り組みは、非常に有効かつ効果的な制度であると考えている。
- ②地域再生計画の支援措置等を活用しているが、現在の厳しい財政状況の中、この制度による効果をいかに引き出していくかが大きな課題である。
- ③制度的には今後も支援措置メニュー等の拡充、特に財政支援的なメニューの検討をお願いしたい。また、事務のより一層の簡素化をお願いしたい。
- ④更なる事務の簡素化、事業期間の延長を望んでいる。
- ⑤認知度が不足していると感じている。今後とも積極的な広報や情報提供が必要であると考えている。
- ⑥初めて見る者にも必要な情報が入手しやすいホームページの構成をご検討願いたい。
- ⑦似たようなアンケート調査があるので、まとめていただきたい。あわせて分かりやすい内容や簡素化にもご配慮願いたい。

平成19年度地域再生に資する施策の事後評価に係る  
アンケート調査結果報告  
＜地域再生計画を作成していない地方公共団体（B票）＞

1. アンケート調査の概要

(1) 実施時期

平成20年1月7日（月）～1月25日（金）

(2) 調査対象及び実施方法

地域再生計画の認定を受けていない地方公共団体に対して、都道府県を通じてE-mailにて、アンケート調査票の送付・回収を行った。

(3) 回収状況

送付数	1,072
回収数	579
回収率	54.0%

## 2. アンケート調査の結果

### (1) 地域再生の制度について

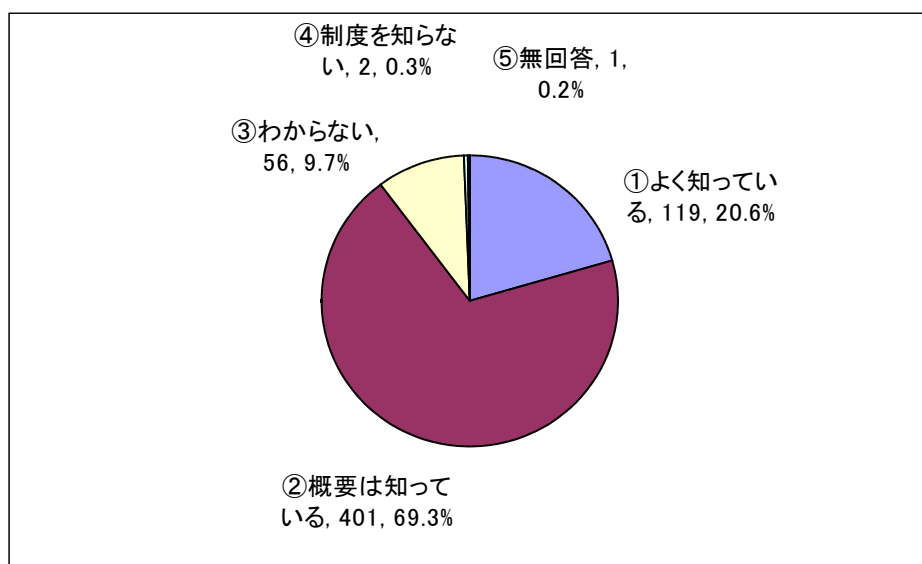
[1.] 地域再生の制度について、どの程度ご存じでしょうか。

- ①制度の内容や支援措置などを含めてよく知っている
- ②制度の概略は知っているが具体的な内容はよくわからない
- ③ほとんどわからない
- ④制度の存在自体を知らない

地域再生制度の認知度は、「よく知っている」が 20.6 % (119 回答) で、「概要は知っている」が 69.3 % (401 回答) となっており、「わからない」が 9.7 % (56 回答) であった。

図表 1 地域再生制度の認知度

(n=579)



### (2) 地域再生計画の検討の有無について

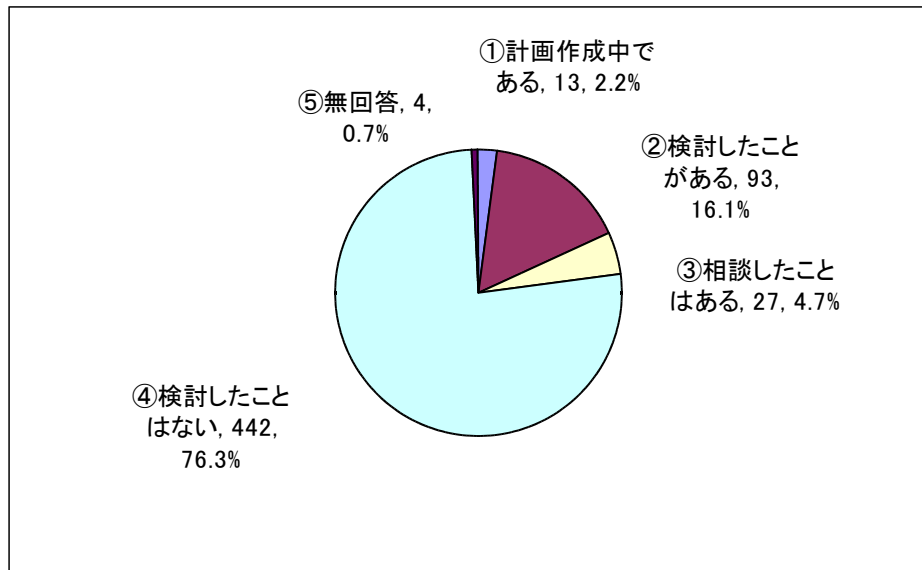
[2. (1)] これまで地域再生計画の作成を検討したことがありますか。

- ①現在、計画作成の作業を行っている
- ②計画の作成を検討したことがあるが、認定申請を行うには至らなかった
- ③内閣府や都道府県、地域再生伝道師などに相談したことがある
- ④検討や相談をしたことはない

計画作成の検討については、「作成中である」が 2.2 % (13 回答) で、「検討したことがある」又は「相談したことはある」が合わせて 20.8 % (120 回答) となっており、「検討したことはない」は、76.3 % (442 回答) であった。

図表 2 地域再生計画の作成検討状況

(n=579)



[2. (2)] [2. (1)]で①とご回答された場合、地域再生計画についての具体的な検討内容を記入してください。

次のような計画が検討されている。

- ① 基盤強化交付金（道整備交付金、汚水処理施設整備交付金、港整備交付金）
- ② 補助対象施設の転用関連
- ③ 地域における雇用創造関連

[2. (3)] [2. (1)]で①とご回答された場合、地域再生計画の認定申請を行うことを決めるに際しては、どのようなメリットがあることが条件となりますか。

決定の際の条件となるメリットとして、次のような意見が寄せられている。

- ① 財源の確保が図れること。
- ② 地方公共団体の自主性、裁量性が高く、効率的であること。
- ③ 一体的な整備、有効活用が可能となること。
- ④ 経済効果、街づくりに役立つこと。

[2. (4)] [2. (1)]で①とご回答された場合、地域再生計画の認定を受けることでどのような効果を期待しますか。

期待する効果として、次のような意見が寄せられている。

- ① 地域産業の振興及び新たな雇用の創出
- ② 地域住民と行政が一体となった街づくりへの取り組みが図れること。
- ③ 遊休施設の再利用が図れること。



[2. (5)] [2. (1)]で②又は③とご回答された場合、具体的な検討または相談の内容を記入してください。

次の施策について検討・相談がなされた。

- ①基盤強化交付金（道整備交付金、汚水処理施設整備交付金、港整備交付金）
- ②補助対象施設の転用関連
- ③地域における雇用創造関連

[2. (6)] [2. (1)]で②又は③とご回答された場合、計画の作成に至らなかった理由を記入してください。

計画の作成に至らなかった理由として、次のような意見が出されている。

- ①計画の完成度が低かった。
- ②計画が適用要件に合わなかった。
- ③適切な支援策がなかった。
- ④既存制度や他の施策での対応が可能であった。

[2. (7)] [2. (1)]で②又は③とご回答された場合、計画を作成し認定を受けるためにはどのようなメリットがあることが条件となりますか。

認定を受ける条件となるメリットとして、次のような意見が寄せられている。

- ①支援策の拡充
- ②活用しやすいメニューの提供
- ③計画認定及び助成金交付の継続性
- ④手続きの簡素化・迅速化
- ⑤補助率の改善

[2. (8)] [2. (1)]で④とご回答された場合、その理由を記入してください。

「検討したことはない」理由として、次のような意見が出されている。

- ①本制度を適用するような事業が見当たらない。
- ②活用のメリットが感じられない。
- ③制度の仕組みが複雑でわかりにくい。

### (3) 地域再生計画の情報提供について

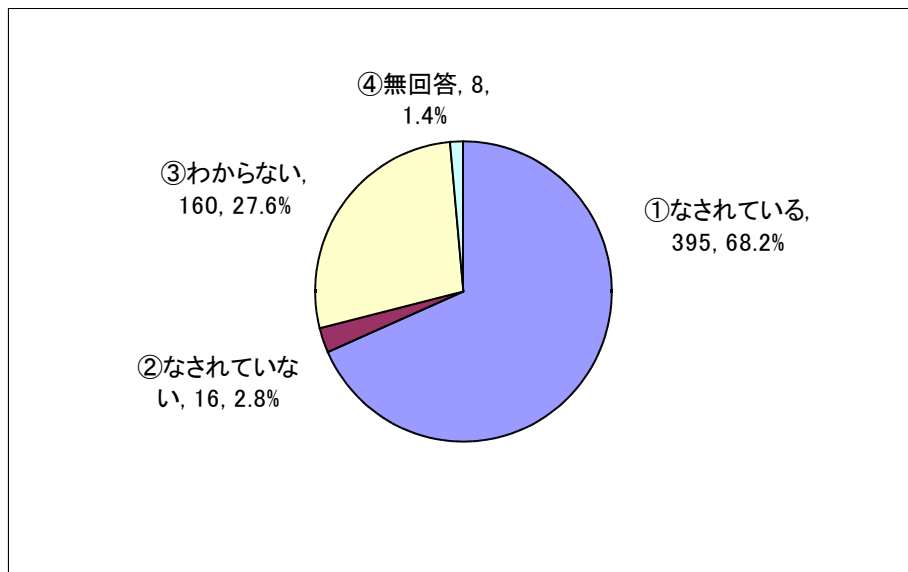
[3. (1)] 認定申請に必要な情報（受付時期、受付期間、申請方法など）について、内閣府地域再生事業推進室から十分な情報提供がなされていると思えますか。

- ①なされている
- ②なされていない
- ③分からない

認定申請に必要な情報の提供について、「なされている」が 68.2 % (395 回答)で、「なされていない」は 2.8 % (16 回答)、「わからない」は 27.6 % (160 回答)であった。

図表3 地域再生計画の情報提供状況

(n=579)



[3. (2)] [3. (1)]で②とご回答された場合、十分な提供がなされていないと思われる情報の内容はどのようなものですか。

十分な提供が「なされていない」情報として、次のような意見が寄せられている。

- ①年間スケジュール
- ②成功している事業の内容・取組方法等具体的な活用事例
- ③制度説明会の開催など情報提供の仕方

[3. (3)] 情報提供を進めるために改善のためのご提案があればご記入ください。

改善提案として、次のような意見が寄せられている。

- ①必要な情報にアクセスしやすいホームページへの改善
- ②年間スケジュール等の情報提供と情報内容の充実
- ③説明会や研修会の開催、内容の充実
- ④パンフレットや資料等の充実、情報伝達手段の工夫

#### (4) 他の地域活性化策への取り組みについて

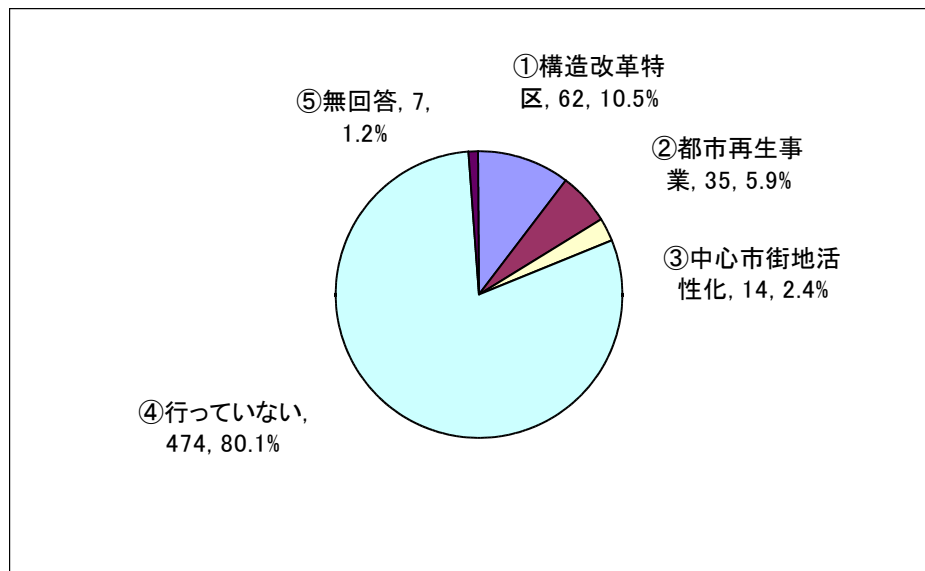
[4. (1)] 貴団体においては、地域活性化の目的をもって以下の施策を行っていますか。

- ①構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域計画（現在、全国展開された特例措置は除く）を作成している
- ②全国都市再生モデル調査等都市再生本部が行っている事業を実施している
- ③中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画（平成19年2月以降に認定されたものに限る）を作成している
- ④上記施策は行っていない

他の地域活性化施策への取組状況は、「行っている」が 18.8 %で、「行っていない」が 80.1 %であった。

複数の施策に取り組んでいる地方公共団体があるため、施策数では 1 1 1 計画となっており、内訳は構造改革特区が 6 2 計画、都市再生事業が 3 5 計画、中心市街地活性化が 1 4 計画となっている。

図表 4 他の地域活性化策への取り組み状況 (複数回答 n=592)



[4. (2)] [4. (1)]で①～③とご回答された場合、その施策は地域の活性化にどのように役立っているとお考えですか。

有用度について、次のような意見が寄せられている。

① 構造改革特区

- ・ 教育特区により、児童の言語や数理に係る思考力・判断力・表現力の向上及び英語によるコミュニケーション能力の向上に役立っているほか、教育メニューの多様化と教育改革の推進に寄与している。
- ・ このほか、地域雇用の促進や人材育成、交流人口の増加と地域経済の発展、さらに農業及び観光の振興に役立っている。

② 都市再生事業

- ・ 賑わいの空間の創出や安全なまちづくりの推進、異世代交流や地域住民同士の活発な交流、官民の幅広い連携による新たなコミュニティの形成等に役立っている。

③ 中心市街地活性化

- ・ 都市機能集約により賑わい拠点（顔づくり・観光文化・まちなか活動）を創出し、中心市街地の活性化に役立っている。

④ 複数の活性化施策の実施

- ・ 活発な経済活動が行われ、幅広い雇用の創出、観光産業の振興等の推進に役立っている。

(5) 地域再生制度全般やこのアンケートに関する意見

[5.] 地域再生制度全般やこのアンケートに関して、ご意見があればご自由にお書きください。

地域再生制度全般に関する事として、次のような意見が寄せられている。

- ①活用できる支援策を充実し、認定申請等を簡素化願いたい。
- ②検討するための具体的な策定手法、事例（メリット、成果）、詳細な支援メニュー等の十分な情報提供をお願いしたい。
- ③全ての団体が活用しやすい方法や自主財源が厳しい団体でも取り組みやすい内容に見直しをしていただきたい。
- ④定期的な説明会、研修会の開催をお願いしたい。
- ⑤地域再生制度全般に対するPRの充実を図っていただきたい。